

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

1. 子ども・子育て支援制度における給付制度

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付（教育・保育施設）及び地域型保育給付（地域型保育事業）という、市町村が行う給付制度（給付費の支給による財政支援）が創設されました。新制度において、これらの給付を受けることができるのは、認可を受けた施設・事業のうち、市町村から給付の対象とする確認を受けた施設・事業で、市町村から確認を受けた施設・事業を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業といいます。

分類	種類
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業（家庭的保育事業者等）	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

2. 確認制度

施設・事業に対して市町村が行う確認は、認定区分（1号・2号・3号認定子ども）ごとの利用定員を定め、給付対象の施設・事業となることを運営基準に照らして、確認することとされています。

運営基準については、国が定めた政省令に基づき、市町村が制定することとされています。

3. 認可基準と確認（運営基準）の関係性

基準	対象施設・事業	認可又は確認権者
認可基準	教育・保育施設	都道府県
	地域型保育事業	市町村
運営基準（確認）	教育・保育施設	市町村
	地域型保育事業	市町村

4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	国基準	区分
利用定員	<p>【特定教育・教育施設】</p> <p>○保育所及び認定こども園の利用定員は20人以上とする。※幼稚園の利用定員の規定はない。</p> <p>○以下の区分ごとに利用定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定（満3歳以上、保育必要無し）…認定こども園、幼稚園 ・2号認定（満3歳以上、保育必要有り）…認定こども園、保育所 ・3号認定（満3歳未満、保育必要有り）…認定こども園、保育所 <p>【特定地域型保育事業】</p> <p>○家庭的保育事業の利用定員は1人以上5人以下とする。</p> <p>○小規模保育事業A型及びB型の利用定員は6人以上19人以下とする。</p> <p>○小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下とする。</p> <p>※経過措置として5年間は6人以上15人以下とする。</p> <p>○居宅訪問型事業の利用定員は1人とする。</p> <p>※事業所内保育事業の利用定員の規定はない。</p>	従
内容及び手続の説明及び同意（説明及び同意義務）	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○利用の申込みがあつた際に、利用申込者に対して以下の事項を説明して同意を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他（教育、保育の選択に資すると認められる重要事項） <p>※ただし、特定地域型保育事業は連携施設の種類、名称、連携協力の概要も説明をする。</p>	従
内容及び手続の説明及び同意（説明及び同意の方法）	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○情報の提供方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文書 ②インターネット ③電子記録媒体 	参
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（提供拒否の禁止・選考方法・優先利用）	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>○正当な理由（利用定員を上回る申込みがあつた場合）</p> <p>【特定教育・教育施設】</p> <p>◎幼稚園・認定こども園</p> <ol style="list-style-type: none"> ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 <p>◎保育園・認定こども園</p> <p>市町村の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、選考方法を明示した上で、保育を受ける必要が高いと認められる子どもを優先に選考する。</p>	従

	<p>【特定地域型保育事業】 市町村の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、選考方法を明示した上で、保育を受ける必要が高いと認められる子どもを優先に選考する。</p>	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（教育・保育提供困難時の措置）	<p>【特定教育・教育施設】 ○適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する措置をとる。 ※当分の間、民間立保育所は適用しない。（附則）</p> <p>【特定地域型保育事業】 ○連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の措置をとる。</p>	参
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】 ○市町村が行うあっせん及び要請に対しできる限り協力しなければならない。（市町村によるあっせん及び要請） ○市町村が行う調整及び要請に対しできる限り協力しなければならない。（幼稚園以外）</p>	従
受給資格等の確認	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】 ○支給認定証の確認 ◎確認事項 ①支給認定の有無 ②子どもの認定区分 ③支給認定の有効期間 ④保育の必要量 など。</p>	参
特定教育・保育施設等との連携（連携施設の確保（居宅訪問型事業以外）・連携施設の確保（居宅訪問型）・事業所内保育事業の特例）	<p>【特定地域型保育事業のみ】 ○次の事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設を確保する。 ※居宅訪問型保育事業については原則該当しない。 ①集団保育を経験させるための機会の設定、適切な保育の提供に必要な相談、助言、その他保育の内容に関する支援 ②代替保育の提供（職員の病気、休暇等により保育が提供できない場合） ③保育の提供の修了の際の受け皿 ○居宅訪問型保育事業で、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が困難な乳幼児を保育する場合は連携する障害児入所支援施設、その他市町村が指定する施設を確保する。 ○事業所内保育事業について利用定員20人以上の場合は、上記連携協力の①②の必要はない。</p>	従
特定教育・保育施設等との連携（保育提供終了後の円滑な接続）	<p>【特定地域型保育事業のみ】 ○保育の提供の終了に際して、継続的に教育・保育に資するよう連携施設又は他の特定教育・保育施設に情報を提供し、連携に努める。</p>	参

支給認定の申請に係る援助	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○支給認定を受けていない保護者からの申込みがあった場合、当該申請に係る必要な援助を行う。</p> <p>○支給認定の変更申請が必要な際は、有効期間の満了日の30日前までに申請が行われるよう必要な援助を行う。</p>	参
心身の状況等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子どもの心身の状況、その置かれている環境、利用状況等の把握に努める。</p>	参
小学校等との連携の把握	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○教育・保育提供の修了の際は、小学校、他の特定教育・保育施設において円滑に教育・保育が継続されるために、それらと密接な連携に努める。</p>	参
教育・保育の提供記録	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○教育・保育の提供日、内容、その他必要な事項を記録する。</p>	参
利用者負担額等の受領	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収等を行うことができる。</p> <p>◎実費徴収</p> <p>①日用品、文房具等</p> <p>②行事への参加費</p> <p>③食事の提供に要する費用【特定教育・教育施設のみ】</p> <p>④特定教育・保育施設（特定地域型保育事業所）に通う際に提供される便宜に要する費用など。</p> <p>○実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示し、文書による同意を得る。</p>	従
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○法定代理受領により、施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知する。</p> <p>○法定代理受領を行わない費用の額の支払いを受けた場合は、教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に交付する。</p>	参
取扱方針	<p>【特定教育・教育施設】</p> <p>○幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容も踏まえる）、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p> <p>【特定地域型保育事業】</p> <p>○保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p>	従
評価等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○提供する教育・保育の質の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価…義務 ・第三者評価…努力義務 ・関係者評価…努力義務【特定教育・教育施設のみ】 	参

相談及び援助	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努める。</p> <p>○子ども・保護者の相談に応じ、必要な助言・その他援助を行う。</p>	参
緊急時等の対応	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子どもに体調の急変が生じた場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う。</p>	参
支給認定保護者に関する市への通知	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子どもの保護者が虚偽・不正行為によって施設型給付費を受け、又は受けようとした場合、市町村に対して意見を付して通知する。</p>	参
運営規程	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○運営規程において、以下の事項について定める。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育（特定地域型保育）を提供する日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤利用者負担に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦施設の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他施設の運営に関する重要事項</p>	参
勤務体制の確保等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○職員の勤務体制を定める。</p> <p>○職員の資質向上のために研修機会を確保。</p>	参
定員の遵守	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○利用定員を超えて教育・保育（特定地域型保育）を提供してはならない。</p> <p>◎例外</p> <p>①年度途中における教育・保育需要増大への対応</p> <p>②施設の撤退、定員利用の減少する場合、他施設へ便宜措置</p> <p>③災害、虐待、その他やむを得ない事情</p>	参
掲示	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。</p>	参
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○国籍、信条、社会的身分、教育・保育の提供に要する費用の負担の有無による差別的取扱いの禁止</p>	従
虐待等の禁止	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○虐待、心身に有害な影響を与える行為の禁止</p>	従

懲戒に係る 権限の濫用 禁止	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子どもの福祉のために必要な措置をとる際に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めたりする等の行為の禁止（施設の管理者に対する規定）</p> <p>※幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。</p>	従
秘密保持等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○小学校、他の教育・保育施設に情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得る。</p>	従
情報の提供等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○教育・保育の内容に関する情報の提供に努める。</p> <p>○その施設について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	参
利益供与等の禁止	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子ども・家族を紹介する対償としての金品その他財産上の利益の供与・收受の禁止</p>	参
苦情解決	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</p> <p>○苦情内容等の記録</p> <p>○苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監査等に対し、必要な協力、改善等を行う。</p> <p>○市町村からの要請に対して、改善内容を報告する。</p>	参
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>○事故発生時の市町村、子どもの家族への連絡</p> <p>○事故の状況及び処置についての記録</p>	従
地域との連携等	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○地域住民との連携、交流に努める。</p>	参
会計の区分	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○特定教育・保育事業（地域型保育事業）の会計をその他事業の会計と区分する。（区分経理）</p>	参
記録の整備	<p>【特定教育・教育施設、特定地域型保育事業共通】</p> <p>○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。</p> <p>○整備した記録は5年間保存する。</p> <p>○記録事項</p> <p>①特定教育・保育（特定地域型保育）の取扱い方針 （幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p> <p>②教育・保育の提供の記録</p>	参

	<p>③支給認定保護者に関する市町村への通知（不正受給の通知）</p> <p>④苦情の内容</p> <p>⑤事故発生時の状況、対応処置の記録</p>	
特別利用保育の基準	<p>【特定教育・教育施設のみ】</p> <p>○保育所</p> <p>① 1号認定の子ども（満3歳以上・保育の必要無し）に特別利用保育を提供する際は、通常の保育と同様に設置・運営基準を遵守する。</p> <p>② 1号認定及び2号認定（満3歳以上・保育の必要有り）の子どもの利用総数が2号認定の利用定員を超えてはならない。</p>	従
特別利用教育の基準	<p>【特定教育・教育施設のみ】</p> <p>○幼稚園</p> <p>① 2号認定の子どもに特別利用教育を提供する際は、通常の幼稚園と同様に設置・運営基準を遵守する。</p> <p>② 2号認定及び1号認定の子どもの利用総数が1号認定の利用定員を超えてはならない。</p>	従
特別利用地域型保育の基準	<p>【特定地域型保育事業のみ】</p> <p>○ 1号認定の子ども（満3歳以上・保育の必要無し）に特別利用地域型保育を提供する際は、通常の保育と同様に市町村が定める設置及び運営基準を遵守する。</p> <p>○ 1号認定及び3号認定（満3歳未満・保育の必要有り）の子どもの利用総数が利用定員を超えてはならない。</p>	従
特定利用地域型保育の基準	<p>【特定地域型保育事業のみ】</p> <p>○ 2号認定の子ども（満3歳以上・保育の必要有り）に特定利用地域型保育を提供する際は、通常の保育と同様に市町村が定める設置及び運営基準を遵守する。</p> <p>○ 2号認定及び3号認定（特別利用地域型保育の対象になる1号認定の子どもも対象になる。）の子どもの利用総数が利用定員を超えてはならない。</p> <p>（特別利用地域型保育の対象になる1号認定の子どもも対象になる。）</p>	従